

流感・インフルエンザが流行っているようです。従業員の健康管理に気をつけ、通常の業務運営が出来るようにしましょう。

労務協会からのお知らせ

★ 厚生年金保険の仕組み

毎月保険料を納めている厚生年金保険について、「仕組みが良く分からない」と、よくお問合せいただきますので、私なりに出来るだけ簡単にご説明します。分かりやすくするため、60～64歳の「在職老齢年金」を中心に、少し「アバウト」な説明になりますが、ご了承ください！！

< 厚生年金ってなに？ >

誰もが掛けている「基礎年金」（「国民年金」と同じ）の「上乗せ」の年金です。「上乗せ」ですから、年金の額は「基礎年金」より多くなります。

< どんなときに年金が受け取れるの？ >

①60歳以上の「老齢」になったあと⇒（「老齢年金」といいます）②障害者になったあとと、③死亡したあとです。

< 老齢年金は何ヶ月以上保険料を払うと受ける権利が得られるの？ >

一生のうち、国民年金と厚生年金の保険料を払った月数を合わせて、300月（＝25年）以上になると、受ける権利が得られます。

< 扶養している妻の年金の保険料は納めなくてもよいの？ >

夫の厚生年金保険料の中から、妻の「国民年金」保険料を納めている仕組みになっているので、妻の保険料を別個に納めなくても「納めたこと」になります。この場合の妻を「第3号被保険者」といいます。

< 老齢年金はいくらもらえるの？ >

お近くの「社会保険事務所」の「年金相談コーナー」で計算書を出してくれます。60歳前の方は、見込み額を出してくれます。

今まで厚生年金をかけた記録は、社会保険庁のコンピュータに記録されています。

「定額部分（基礎年金にあたる部分）」は「厚生年金の保険料を払った月数」が多ければ年金が増えます。

「報酬比例部分（上乗せ部分）」は「（厚生年金の保険料を払った月数）×（その期間の標準報酬月額（給与額）の平均）×率」で計算します。ですから、掛けた月数が多いほど、そして、今まで受けた給料が高いほど年金の額が多くなる仕組みです。

< 昔より、歳を取らないと老齢年金がもらえないって聞いたけど・・・ >

生年月日に応じて、段階的に年金の支給開始年齢を65歳まで引き上げる仕組みになっています。現在、男性は「定額部分（基礎年金に当たる部分）」の支給開始は63歳からです。つまり、この男性は60歳から62歳までは「報酬比例部分（上乗せ部分）」のみの年金がもらえるということです。今のところ、女性は60歳から「定額部分」と「報酬比例部分」の両方が受けられます。

< 給料の額によって年金が減らされるということですが・・・ >

厚生年金に加入している方は、60歳から64歳まで、給料が高くなるにつれて年金が支給停止になります。これは、「給料をたくさんもらっている人は、年金が少なくても大丈夫」という考えからです。

< 現在60歳ですが、給料が高いので年金はもらえません。もらえないのに年金の手続をする必要がありますか？ >

する必要があります。手続をしないと、その方の年金の額が「決定」されないからです。

< 編集後記 > 従業員は、成長していますか？今は従業員の成長で、業績アップする時代です。（一ノ宮 俊人）